二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［略］

（合併認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第九十六条　法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［同上］

（合併認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第九十六条　法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第五条に定める電磁的記録とする。

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第三十四条　公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第一条**　公認会計士法（以下「法」という。）第一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十二条の二第二項第二号及び第二十四条の二第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ２　前項のファイルに記録された情報については、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。）が行われているものでなければならない。 （情報通信の技術を利用する方法） **第十二条の二**　［略］ ２　法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］	（電磁的記録） **第一条**　公認会計士法（以下「法」という。）第一条の三第一項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ２　前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。）が行われているものでなければならない。 （情報通信の技術を利用する方法） **第十二条の二**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

［３～５　略］

（監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十四条の二　［略］

２　法第三十四条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置

［３～５　略］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

［３～５　同上］

（監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十四条の二　［同上］

２　法第三十四条の十二第三項の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　［同上］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置

［３～５　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第三十五条　金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引関係業者に対する意見聴取等） **第四条**　［略］ ［２・３　略］ ４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。 一　［略］	（金融商品取引関係業者に対する意見聴取等） **第四条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。 一　［同上］